

中国北京市の歴史的町並み保存事業において日本的補助金制度を導入する可能性

—北京市阜成門大通り保存地区を事例として—

Study on Possibility of Subsidy System Introduction to Historic Preservation Project in Beijing, China

—A case study of Fuchenmen historic area in Beijing—

路方芳*・沈振江**・川上光彦***・小林史彦****

Fangfang LU*, Zhenjiang SHEN**, Mitsuhiko KAWAKAMI***, Fumihiko KOBAYASHI****

The economic reform of the past few decades has physically transformed China's cities. The private ownership of real estate property has been rising gradually from the long sustained years in socialist ownership policy after 1949, and the transformation of property ownership in the urban area influenced the system of urban development. This paper focuses on policy reorientation of the restoration plan in the historical cultural areas in Beijing, China, which explores how to carry out the restoration planning from a new viewpoint of promotion of public participation that has been stipulated in the text of a new ordinance of Beijing government (2003). As a result of this study, this paper indicates possibility of the new introduction of subsidy system for restoration to Beijing local government, which is referred to the case of the historical townscape preservation in Japan.

Keywords: Subsidy Policy, Preservation Project, Right, Courtyard house

補助金制度、保存事業、権利関係、四合院

1. 研究の背景と目的

中国においては社会主義市場経済の下、大都市の急速な成長に伴う大規模な開発活動が行われているが、歴史的文化遺産の保存及び利活用も中国政府が大きな関心を持つ問題となりつつある。1980年から北京市人民政府は、大規模な開発事業を進めると共に、歴史的市街地の居住環境整備問題を取り上げ、歴史的町並み保存計画(以下保存計画)を立案し、保存事業を行おうとしている。なお、2008年に開催されるオリンピック大会の影響で、北京市人民政府は歴史的な文化都市の象徴となる保存事業を加速的に進めている。このため、2000年7月から北京市都市計画委員会は統一的な保存計画の基準を制定し、北京市旧城 25 ヶ歴史的町並み保存地区において、現状調査と保存計画を行った。しかし、保存計画実施の具体的な内容がまだ決められておらず、保存事業はあまり進んでいない。

既存研究では、第一に計画制度の考察^{1)~3)}において、歴史文化名城保存計画の位置づけを明らかにし、中小規模都市の保存制度の比較や財政補助の仕組みの考察が行われ、保存事業は地方財政が中心で行われていることを示した。第二に計画策定について、北京市、西安市や蘇州市歴史的町並み保存地区の考察⁴⁾について、歴史的空間形態の保存と計画課題が多くみられる。林ら⁵⁾、谷村ら⁶⁾と王ら⁷⁾ 研究では大都市の歴史的市街地において、外来人口の流入により、人口密度が高く、歴史的建造物が住居として使われ、老朽化や破壊が進んでいる実態が明らかにされ、密集住環境整備も重要

な計画課題であることがわかった。第三には2003年に「北京市歴史的町並み保存地区の事業の進め方に関するいくつかの規定」に基づいて、沈ら⁸⁾により、既存計画案と新しい条例との整合性についての検証を通じて、住民主体で保存事業を進める方法を検討した。これらの計画制度と計画策定に関する研究考察で、計画実施には、補助金制度の確立が重要な課題であるという指摘もなされたが、関連した研究はほとんどなされていない。

先進国の都市計画制度を参考とし、比較的完成度が高い計画制度の一部を発展途上国の計画制度の仕組みに導入することにより、その国の計画制度を改善することが可能である。ただし、導入には、既存計画制度との整合性があり、計画策定と計画実施上において計画目的の達成に効果があるということを確認する必要がある。日本の歴史的町並み保存事業では、一定基準を設定して修理・修景の補助を行うことが中心であり、中国に比べ比較的完成度が高い計画制度といえる。中国北京市の歴史的町並み保存事業を進めるには、こうした日本の補助金制度を導入することで、計画策定と実施上の問題点の改善が図られるかどうかを検証することが必要である。

本研究では、既存研究を踏まえて、保存事業があまり進まなかった北京市の事例を取り上げ、日本における補助金制度の経験に基づいて中国における歴史的町並み保存計画制度の仕組みを整理し、保存事業の実施における日本的補助金制度の導入についての可能性を

* 非会員、中国寧夏大学土木水利学院(School of civil engineering and water conservancy, Ningxia University, China)

** 正会員、金沢大学大学院自然科学研究科(Graduated school of nature & technology, Kanazawa University)

*** 正会員、金沢大学大学院自然科学研究科(Graduated school of nature & technology, Kanazawa University)

**** 正会員、金沢大学大学院自然科学研究科(Graduated school of nature & technology, Kanazawa University)

考察しようとするものである。

2. 研究の方法

補助金制度の導入の可能性を検討するため、以下の方法で分析する。①北京市保存計画の策定の根拠となる関連保存政策を調べ、計画実施の問題点を整理し、補助金制度の導入の重要性を明らかにする。②日本における歴史的町並み保存地区の修理・修景の経験を参考にし、中国の関連法制度の仕組みを整理した上で補助金制度の導入における法的体系との整合性を検証する。③補助金制度を導入するには、既存の保存計画策定上の方法をどのように見直すべきか、事例地区の四合院の実態に基づく実施の可能性を検討する。以上により、補助金制度の導入の可能性を実証する。

なお、北京市都市計画委員会が策定した旧城 25 カ歴史的町並み保存地区のうち、18 号地区「阜成門内大通り歴史的町並み保存地区の保存計画」(阜成門地区)を事例として、清華大学、中国科学院北京建築設計研究所との共同研究を通じて、2002～2003 年に現地調査、関連計画や条例の資料収集を行った。空間データ分析の際、中国科学院北京建築研究所の調査 CAD と EXCEL データを GIS に導入して作成したデータベースを用いた。

3. 北京市歴史的町並み保存事業に関する法制度の仕組み

1980 年代に制定された「中華人民共和国文化財保護法」において、「歴史文化名城」保存の計画制度が誕生した。さらに 1984 年の「都市計画条例」において、名城保存計画は都市総体計画の一部とされ、指定された「歴史文化名城」における、歴史的町並み保存は都市計画事業として進められるようになった。

1982 年に北京市は「歴史文化名城」として指定された。1980 年代から、北京市は歴史的町並み保存事業を進めてきたが、事業地区では、借家人が多く、建物の違法増築と老朽化のため、保存事業とともに居住環境整備事業も必要である。表 1 は、北京市歴史的町並み保存事業に関する法制度と条例を示している。2003 年まで、北京市の総体計画において歴史文化名城計画が策定されているが、歴史的町並み保存事業を対象とした法律や条例などが未整備であった。そのため、保存計画を立案しても、保存事業の実施のための法的根拠がなかった。保存事業も一般的な居住環境整備の都市計画事業と同じく、「北京市における建物の取り壊しと移転に関する条例」によって行われている。事業地区において、居住環境整備を行うには、多くの住民が地区外へ転出する必要がある。2003 年の「北京市歴史的町並み保存事業の進め方に関するいくつかの規定」と

いう新条例により、重要伝統的建造物と歴史的価値がある建築物は、所有者が修理と修繕の費用を負担することになった。この条例において、事業を進めるには関連補助が不可欠とされているが、補助金制度について具体的な規定はなかった。

このように、北京市の新しい条例は、補助に関連して具体的な規定はみられないが、重要な政策を提示したと評価できる。次節では、補助金制度の導入の検討のため、日中の歴史的町並み保存事業制度の比較を行う。

4. 日中における歴史的町並み保存制度の比較

日本では、歴史的町並み保存事業を進行させるため、条例による助成措置が整備され、保存事業で重要なものとして位置づけられている。このため、日本の補助金制度の仕組みを整理するとともに、中国の歴史的町並み保存条例による仕組みについても整理して対比する。

【表-1】北京市歴史的町並み保存事業に関する法制度と条例

件名	例規種別	目的・概要
北京市における文化財保存に関する管理条例 (1987.6.23成立、1997.10.16改定)	北京市人民代表大会条例	「中華人民共和国文物保護法」の関連法案を実施するために、地域の実態に基づいて、文化財の保護と管理を強め、本条例を定めた。
北京市における文化財保存範囲及び計画コントロール地区の管理規定 (1987.11.13)	北京市人民政府規則	「中華人民共和国文物保護法」と「北京市文化財保護管理條例」を実施するため、文化財保存及び保存範囲、計画コントロール地区の管理を強め、本規定を定める。
北京市文化財について工事の監督管理に関する規定 (1987.11.13)	北京市人民政府規則	文化財に関して工事の質を監督する、監督管理のプロセス、内容、方法を統一させ、「北京市建設工事質量條例」及び関連する条例に基づき、本規定を定める。
北京市における文化財建造物の修繕及び管理に関する方法 (1989.7.31)	北京市人民政府規則	文化財建造物の保護及び修繕を強め、「北京市文化財保護管理條例」に基づき、本規定を定める。
北京市旧城25カ歴史的町並み保存地区の計画策定に関する答申 (2002.2.1)	北京市人民政府規則	北京市25カ歴史的町並み保存計画の計画策定に関して、作成方法を説明する。
北京市における歴史的町並み保存地区の保存及び修繕の事務に関する規定 (2003.11.18)	北京市人民政府條例	この条例は、「北京市歴史文化名城保護計画」と「北京市25地区歴史文化名城保護計画」に基づき、北京市保存地区の歴史的建造物の保存及び修繕のための措置を確保し、工事の規定に関して必要な事項を定める。
北京市における歴史文化名城条例(仮案) (2004.3.1)	北京市人民政府條例	北京市の伝統的建造物の修繕、歴史的環境保全のために、関連の条例を規定する。
北京市の歴史町並み保存地区における法人及び個人による四合院等の購入に関する規定 (2004.4.1)	北京市人民政府條例	北京市における歴史的町並み保存地区の四合院等建物の保存事業について、法人と個人が保存事業を行うために、本規定を定める。

4-1 日中における歴史的町並み保存制度の仕組み

日本の補助金制度を整理するため、文化庁で制定された「伝統的建造物群保存地区(以下、伝建地区)制度関係法令集」から国庫補助要項の内容、および、事例としての今井町の補助金交付要綱を参考して補助金制度の仕組みを図 1 のようにまとめた。また、日本の仕組みに対応させ、「北京市歴史的町並み保存地区の事業の進め方に関するいくつかの規定」等の関連条例による仕組みを同じ作成方法で図 2 のように整理した。

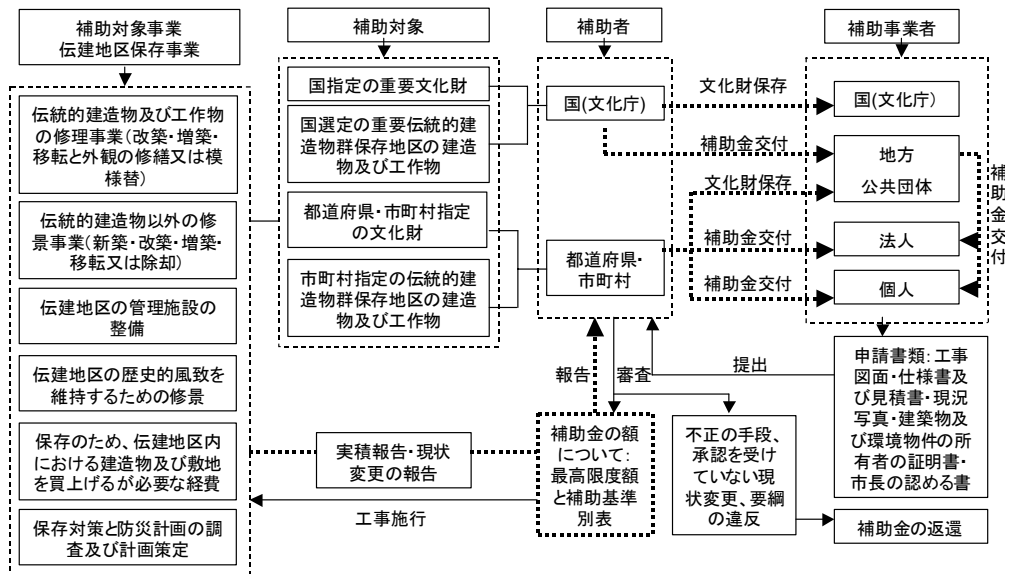
日本の伝建地区における補助金制度は明確に位置づ

けられている。補助対象、補助対象事業、補助事業者という概念も定義され、条例で補助者と補助対象事業者の責任が明確に規定されている。補助交付に関する事項は保存事業の内容の実行との関連性が強く、保存事業の実施可能性が保証されている。なお、補助に関して、修理と修景の概念が定義されており、修理は伝統的建造物群を構成している建築物やその他の工作物の修理事業とされており、修景は伝統的建造物以外の建築物やその他の工作物の修景事業とされている。

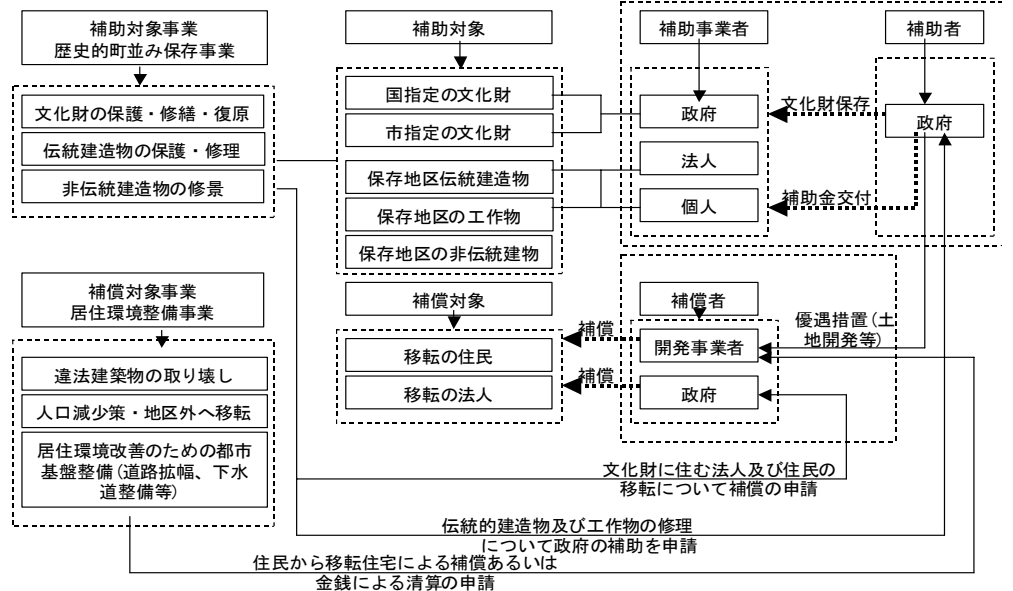
中国では、これらの定義がないが、歴史的町並み保存地区の関連法制度の内容を整理し、これらの定義に合わせてまとめ、中国と日本を比較してみた。日本において、補助対象事業については、伝統的建造物と一体をなす環境を対象として保存事業及び保存対策の調査と防災計画策定を含み、保存事業の全過程を指すものである。中国の歴史的町並み保存地区の整備事業は、法的には都市計画事業として取り込まれ、保存事業だけではなく、居住環境整備事業として取り込むことも可能である。

日本では補助者について、国指定の文化財の場合は国が補助者となり、都道府県・市町村指定の文化財の場合は地方公共団体が補助者となる。補助の負担者が明確に定められている。中国では指定文化財は政府が補助者であり、伝統的建造物について、新条例では、所有者が修繕の費用を負担するが、政府は所有者に補助する。

日本では補助事業者について、伝統的建造物の所有



【図-1】 日本における補助金制度の仕組み



【図-2】 中国における歴史的町並み保存制度の仕組み

者、文化財の所有者又は文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体及びその他の法人であり、補助者から補助を受けて保存事業を進めるものである。同じように、中国の場合、補助事業者は政府、法人や個人もありえる。

以上のように、日本の保存事業の概念を用いて、中国と日本の事業制度を比較してみた。全体的にみれば、日本と中国において、類似した仕組みが存在していることがわかる。このため、補助金制度は中国の既存都市計画制度との整合性があるといえる。なお、中国において補助金制度の詳細がまだ具体的に定められておらず、対策としての修繕、修復や更新などの措置があるが、修理修景の概念は存在していない。

4-2 保存事業の実態と補助金制導入の問題点

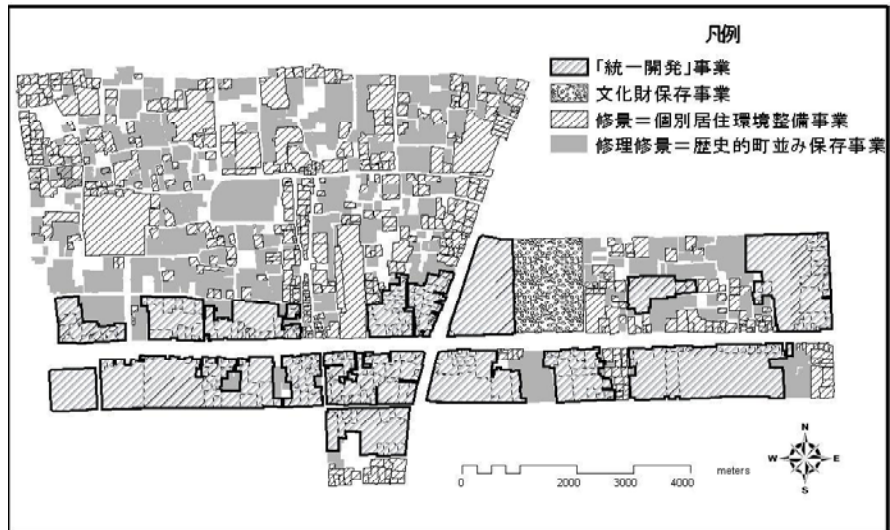
補助金制度を導入するには中国の実態に対応させて検証しなければならない。

まず、中国では法的変遷により、保存事業は複雑な権利関係に直面している。中国の住宅の権利関係について1950-60年に公有化(社会主義改造)が行われたが、その後、1980年代に私有化に戻った。法では、権利関係の概念が明確に定義されているが、実態は異なる時期の政策により、行政の管理資料が混在しているので権利者の確定が難しく、紛争が多発している。保存事業を行う場合、補助対象の確定のため権利関係の整理が急務である。

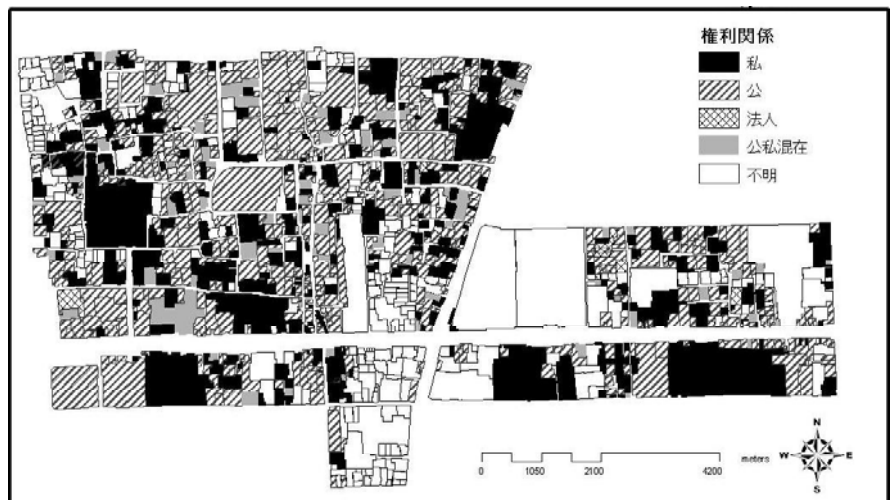
第二に中国の歴史的町並み保存地区での補助対象事業は、伝統的建造物の保存であるが、居住環境整備事業である補償を行う事業も存在しているので、違法建築物の取り壊しと保存地区の住民転居などの補償も保存事業には不可欠である。実態として、保存地区では、地方や農村からの借家人が多く、人口密度が非常に高くなっている。しかも違法増改築が行われ、不良建築物の取り壊し及び住民の適正な転居などの居住環境整備の問題が保存事業の実施に関して大きな課題となっている。

第三に2003年の新条例によれば、補助対象の確定方法がまた確定されていないが、伝統的建造物の保存には補助が必要とされた。実態としては、伝統的建造物の所有者が修繕の責任を負うが、費用が大きく、居住環境も悪いので、所有者は自分で保存する意識があまりなく、むしろ居住環境整備事業の実施に期待し、地区外移転を望む。しかし、居住環境整備を行う場合、住民転居の補償金は大きく、開発者の利益を考慮すると開発可能性は小さい。

このように中国における事業地区での伝統的建造物の保存には、居住環境整備という前提が存在するため、保存事業の実施が困難である。このため、保存事業の実施には、権利関係の管理、持家の私有権の保護、借家の居住権問題も考えなければならない問題である。



【図-3】 事例地区における修理修景の対策



【図-4】 事例地区の権利関係

日本から補助金制度の経験を導入するには、権利関係の整理や補助対象の確定は保存事業の実施の基本的条件といえる。

5. 補助金制度の導入と計画の策定・実施の課題

日本の補助金制度では補助者、補助事業者などの概念が明確に定義されており、補助については修理修景を中心に行っていることがわかった。補助金制度の確立という視点からみると、保存の対象と対象でない対象を明らかに区別し、保存の対象に対する修理、保存ではない対象に対する修景の計画案とその補助策を提案することが必要である。

本節では、補助金制度を導入した場合、事業の関係者、修理修景の対象の確認、さらに計画目的の達成には、計画の作成と実施でどのような改善がみられるのかを検証する。

5-1 阜成門内大通り歴史的町並み保存地区の計画策定

本節では、本研究の事例地区である阜成門内大通り歴史的町並み保存地区を取り上げて検討する。

日本の修理と修景の方式からみて、制度的に補助金制度を導入するには、計画作成のための明確で統一的な修理修景の定義が必要である。既存計画案において「統一基準」が定められており、その根拠は北京市都市計画委員会が策定した「計画要求書」であり、「北京市歴史的市街地25ヵ地区保存計画に関する回答」に付属している計画内容である。計画者は「統一基準」に基づく、保存事業地区の調査、現状分析及び保存事業整備の計画案の作成を進める。

1) 既存計画案の策定における統一基準

「統一基準」については主として歴史的町並み保存地区の土地利用分類、居住人口密度、建造物価値の分類、建築様式等がある。建造物の価値と歴史的な価値・伝統的意匠に基づいて、保存(保存)と建て替え(更新)が決められている。建造物価値については、構造的維持状態として、良い、普通、悪いがあり、建築様式として、文化財、重要伝統的建造物、伝統的建造物、保存地区の歴史的景観と調和する現代建築、調和していない現代建築として定義されている。

建築様式の分類定義についても、実際、2003年11月に公布された新しい条例では、建築様式の分類が6つあるが、「統一基準」では、5つのカテゴリーしかなく、カテゴリーの中身はほぼ同じである。なお、25地区の保存計画案では異なる計画者によって建築様式の定義を独自に変更している地区もある。すなわち、歴史的町並み保存地区の範囲内における建築様式の定義は、計画要求書の「統一基準」で提示されている。計画案の作成において、計画者は、「統一基準」を理解した上で、地区の特徴に合わせ、定義されたカテゴリーを組み合わせさせて使っており、統一されていない。

しかし、建築様式の定義は、伝統的建造物の修理修景に直接的な影響があるものであるが、権利関係が複雑であり、制度上は、計画の実施が保証されない。財政的補助を行うことにしても、補助対象が不明となり、補助基準も定めにくいと考えられる。

このように、中国の保存計画の「統一基準」では、地区の複雑な権利関係などに触れていなく、計画実施の可能性が問われている。建築様式の分類などに加えて、権利関係の整理に基づく補助対象を確定できれば、日本の修理修景の方式を適切に導入でき、計画実施の可能性が高くなると考えられる。

2) 修理修景からみた計画策定の見直し

図3示すように、事例地区の各四合院に対して、「統一基準」に基づいて整理すれば、計画対策の区分がで

きる。第一に重要文化財として指定されている場合、文化財の保存事業の範囲となる。第二に住民が主体となり伝統的建造物の保存修繕、修景などを行うべき範囲であれば、歴史的町並み保存事業の範囲である。第三に文化財や伝統的建造物ではなく、取り壊しや移転を行うべき範囲であれば、居住環境整備事業の範囲となる。北京市の既存規定^①によると、居住環境整備すべき地区が連続した面積が4haを超える場合、「統一開発」を行う必要がある。その場合、「統一開発」事業と個別居住環境整備事業を区別する必要がある。

修理修景の観点から四合院の計画対策を整理してみると、文化財ではない四合院は、登録されている重要伝統建造物と一般的伝統建造物である。重要伝統的建造物は文化財ではないが、市文化局に登録されているものであり、重要伝統的建造物の庭と建物の外観を維持するために、原則として復原修理などを行うべきものであり、修理の範囲である。一般的伝統建造物は、建て替えもあるので、修景の範囲となる。すなわち、歴史街並み保存事業の範囲には、修理と修景の対象が存在する。

【表-3】 私的重要な伝統的建造物の修理

四合院番号	所在地	用途	計画用途	権利関係	保存状態	修理物件	保存樹木
1	前抄手胡同	居住	商業	私	普通		
2	羊肉胡同	居住	商業	私	普通	垂花門	あり
3	青塔胡同	居住	商業	私	普通	木裝修	
4	宏大胡同	居住	商業	私	普通		あり

【表-4】 私的一般伝統的建造物及び工作物の修理

四合院番号	所在地	用途	計画用途	権利関係	保存状態	修理物件	保存樹木
1	六合胡同	居住	居住	私	悪い	門庁	
2	青塔胡同	居住	商業	私	普通	木裝修	
3	東廊下胡同	居住	商業	私	普通	民国立面	
4	六合头条	居住	居住	私	悪い	門扇	
5	阜成門内大街	商住	居住	私	悪い	窗雕精美	
6	宮門口東岔	商住	商業	私	普通	門	あり
7	前抄手胡同	居住	学校	私	普通	門扇門敦	あり
8	宮門口三条	居住	商業	私	悪い	門	
9	羊肉胡同	居住	商業	私	普通	門墩	
10	羊肉胡同	居住	商業	私	普通	門墩	あり
11	羊肉胡同	居住	商業	私	普通	民国門	あり
12	羊肉胡同	居住	商業	私	普通	門扇	
13	羊肉胡同	居住	商業	私	悪い	木窗	あり
14	羊肉胡同	居住	商業	私	普通	民国門	あり
15	羊肉胡同	居住	商業	私	普通	垂花門	あり
16	東教胡同	居住	商業	私	普通	門	
17	七賢巷	居住	居住	私	悪い	門	あり
18	宮門口四条	居住	居住	私	悪い	門扇	
19	宮門口四条	居住	商業	私	普通	門雕付石	あり
20	宮門口四条	居住	商業	私	悪い	門墩	
21	阜成門内大街	商住	商住	私	悪い	老木門	
22	宏大胡同	居住	商業	私	悪い	城磚	あり

「統一開発」の場合、開発者がいるので、修景の要求を中国の地区詳細計画で具体的に規定することが可能であり、補助対象として考える必要がない。個別居住環境整備事業の範囲では、四合院が取り壊しの対象

【表-2】 建築様式と権利関係の関係

	公		公私		私		法人		不明		総計	
文化財	5	0.1%									5	0.1%
伝統的建造物	54	1.4%	2	0.1%	26	0.7%	8	0.2%	4	0.1%	94	2.4%
調和現代建築	735	19.0%	153	4.0%	684	17.7%	12	0.3%	81	2.1%	1665	43.0%
現代建築	1055	27.3%	113	2.9%	644	16.6%	15	0.4%	235	6.1%	2062	53.3%
不明	44	1.1%									44	1.1%
総計	1891	48.9%	268	6.9%	1352	34.9%	35	0.9%	324	8.4%	3870	100.0%

となるので、その後、元住民もしくは新しい入居者が四合院の土地所有権を獲得し、居住環境整備のため、改築・新築を行う。歴史的町並み保存地区の環境保全のために、新築と改築には歴史的町並み保存地区の修景の要求に合わせる必要がある。この部分は保存事業の修景対象になりうるので、修景補助の適用範囲と考えられる。

5-2 補助金制度の導入と計画実施

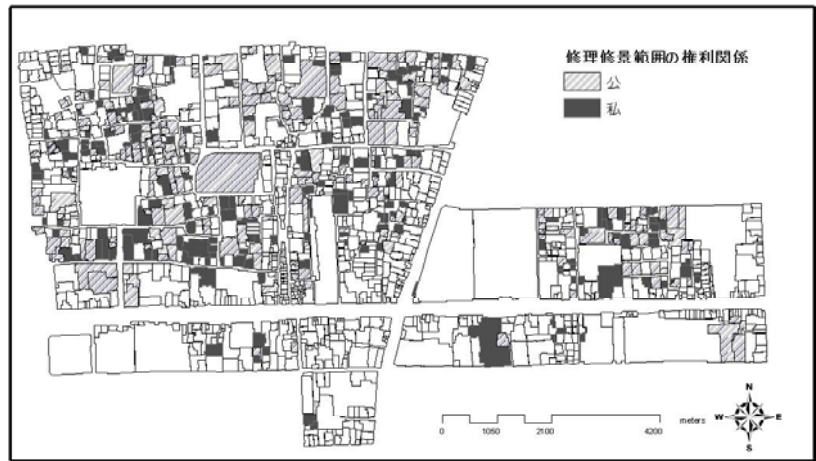
図4に地区の権利関係を示している。新しい条例によると、権利関係の所有者が公である場合、補助の必要がない。そして、法人の場合は政府から援助はない。このため、公と法人所有者による保存の費用が自己負担となり、本研究の検討の範囲外である。私的所有者に対して補助を行うことのみである。図5に示す、私的所有者に対する保存事業の修理と修景の範囲となる。

表2に、に示すように、中国科学院建筑设计研究院が行った阜成門大通り歴史的町並み保存事業地区の調査では、建築様式と権利関係のデータが整理されている。地区全体では、所有者が「公」である四合院は約半数で、補助対象となる「私」の場合は約3分の1である。

1) 補助となる修理対象の確定

現地調査データを用いて、日本のように伝統的建造物、工作物に分けることができる。工作物について、私的所有の四合院に存在するものをピックアップすることで、修理対象を確定できる。このため、補助の対象となるのは伝統的建造物と工作物である。これらの対象について、表3と表4にまとめている。事例地区では、私的所有権の伝統的建造物は26件あり、補助の対象となる必要がある。そのうちの重要伝統的建造物は4件ある。

GIS上で、補助対象となる可能な物件を検討し、修理の対象をピック



【図-5】 修理修景対象の権利関係



【図-6】 私的合院の修理範囲



【図-7】 私的合院の修景範囲

アップした。図6は、「歴史的町並み保存事業」の事業範囲で修理建築の分類を示したものである。

2) 補助となる修景対象の確定

歴史的町並み保存地区において、一般伝統的建造物の増改築があり、歴史的町並み保存地区の修景基準に合わせる必要がある。この部分は修景補助の適用範囲と考えられる。

個別居住環境整備事業の範囲では、四合院は取り壊しの対象となるので、その後、元住民もしくは新入居者が四合院の土地所有権を獲得し、居住環境整備のため、改築・新築を行う。新築の私的所有者を対象として、修景事業の補助対象を適用できる。新築には、主として正面の外観等をその地区にふさわしい形態にするための新築とし、保存地区に定める修景基準による新築を行う。新築以外には、主として正面の外観等維持するための修景とし保存計画に定める修景基準による改築を行う。修景対象として、立面修繕、増改築及び取り壊しの対象は、図7により把握できる。

以上では、補助金制度の適用対象となる地理的範囲を判定してきた。判定された地理的範囲において、補助金制度の導入のため、北京市都市計画局が作成した計画案に基づいて、修理と修景の補助対象の抽出を行った。計画策定の見直しの結果からみて、実際の権利関係が明確に整理されていれば、修理修景の方針に基づく計画実施の方法は、既存計画案に比べ、非常に明確になることがわかった。

6. 結語

中国において歴史的町並み保存事業を進めるにあたり、日本の補助金制度の導入が重要な課題として指摘されている。本研究において中国における保存事業の計画制度の整理や保存地区の事例研究を通じて下記を明らかにした。

第一に、実際に中国北京市の歴史的町並み保存地区では複雑な権利関係があり、私的合院は約3分の1であり、公的合院が半分程度を占めている。現状では私的合院に対して、補助金制度を適用しても、町並み保存事業には、十分ではない。

第二に、日本の補助金制度の導入は住み続ける私的合院の所有者に対して行うことが制度上では支障なく、導入されやすいといえるが、現地住民の意識調査を通じて導入の問題点などを解明し、既存計画案に示されている基準を検討し、具体的な修理基準を作成する必要がある。

第三に、公的合院については日本の補助金制度の対象外であるが、全体の半数を占めているので、関連対策が重要である。中国の保存条例によれば、公的合

院の私有化政策が積極的に進められるようになると考えられるが、将来的に私的合院になった場合、補助金制度の導入も可能である。しかし、四合院の購入を待ってから、保存事業を進めるには、時間を非常に要すると思われる。

今後、北京市において、保存事業を進め、歴史的町並みを存続させるには、私的合院に対して、補助金制度の導入が重要であり、計画実施に向けて保存対策を早急に取り組む必要がある。しかし、従来の公的合院に対する保存資金が限られているので、財源の確保対策が必要であり、公的合院を私有化するならば、補助金制度の導入はより大きな効果が期待される。

謝辞 本研究は、松下国際財団の援助(課題番号01-524)を受けて進めたものであり、ここに記して感謝の意を表す。

補注

- (1) 1998年1月の北京市政府3号令「北京市都市建設総合管理条例」によれば、統一開発は都市建設(新市街地開発と既成市街地再開発)の主な方式であり、個人住宅の建設や特別なケースを除き、分散建設を認めない。統一開発の規模は、1994年1月の「北京市人民政府による分散建設についての条例」において4haを超える地区として定められている。

参考文献

- 1) 陰飭・鳴海邦碩・澤木正典(2003):中国における歴史文化名城の類型化と保存課題に関する基礎的考察—中小規模の歴史文化名城を対象として、日本建築学会計画系論文集 No. 565 pp255-261
- 2) 葉華・浅野聡・戸沼幸市(1997):中国における歴史的環境保全のための歴史文化名城保存制度に関する研究、日本建築学会計画系論文集 No.494、pp223-230
- 3) 吳禾・樋口忠彦・岡崎篤行(2002):ハルビン市旧市街地再整備事業における歴史的環境保存行政の役割、日本建築学会計画系論文集 No.552、pp195-203
- 4) 大西国太郎・朱自煊・井上直美:「中国の歴史都市—これからの景観保存と町並みの再生へ」、2001、鹿島出版社
- 5) 林宜徳・畔柳昭雄(2004):中国山東省烟台市における歴史的建造物の保存制度に関する研究—アジアの歴史的文化遺産の保存に関する調査研究 その1、日本建築学会計画系論文集、No. 576 pp223-230
- 6) 吉田友彦・渡辺俊・谷村秀彦(2001):北京四合院街区における商品住宅建設の概算事業費について—日本の既成市街地との比較分析から、日本都市計画学会学術研究論文集 No. 36 pp439-444
- 7) 王郁・三村浩史・東樋口護・橋本清勇(1998):水郷都市・蘇州における都市開発と歴史的空間形態の保存—1980年代以降の改革開放期について—、都市計画論文集 No. 33、pp271-276
- 8) 沈振江・川上光彦・路方芳(2004):中国北京市における歴史的町並み保存事業の計画支援の可能性に関する研究—GISを用いた計画対策の適用対象の選定について、第27回情報システム利用技術シンポジウム、pp145-149
- 9) 李名揚・阪本一郎(2003):中国大都市における都市計画策定システムの比較、都市計画論文集 No. 38-3 pp301-306
- 10) 金弘己、宗本順三(1999):伝建地区の現状変更行為における住民の建築希望内容と町並み変容の研究—近江八幡市を事例として、日本建築学会計画系論文集 No. 518、pp229-236
- 11) 北京市都市計画委員会、
<http://www.bjghw.gov.cn/ghzt/index.asp>, 2004.6